

## 平成28年第3回定例会・平成27年度一般会計決算・各会計決算

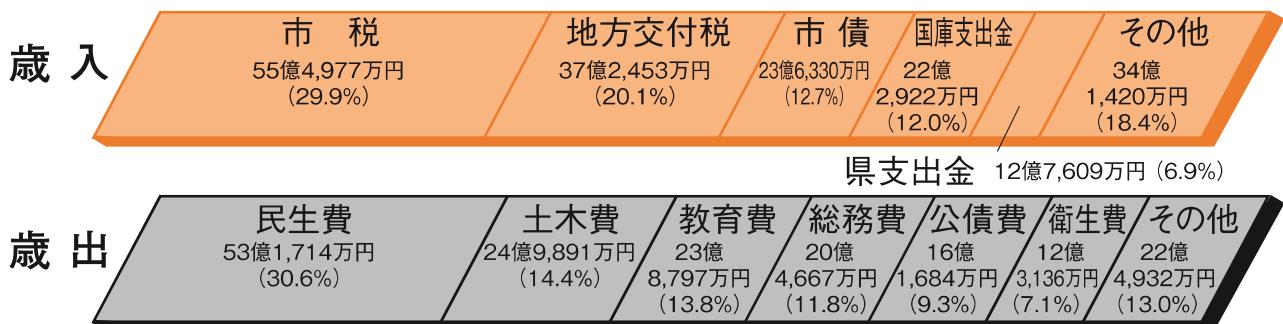
### 議員提出議案等

意見書 第2号	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法制に関する意見書	別居・離婚後の親子が実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように求める意見書を国に提出するもの	9. 2 1 原案可決
意見書 第3号	日本原電に対して、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように求める行動を要請する意見書	改正原子炉等規制法（略称）の運転期間40年規定を遵守するよう求め、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように日本原電に求める意見書を県及び県内関係自治体に提出するもの	9. 2 1 原案可決
意見書 第4号	教育予算の拡充を求める意見書	子どもたちのゆたかな学びを保障していくための教職員定数改善などを求める意見書を国に提出するもの	9. 2 1 原案可決

### 請願

請願受理番号 第2号	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する請願書	別居・離婚後の親子が実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に求めるもの	9. 7 採択
請願受理番号 第3号	県及び、県内関係自治体に、「日本原電に対して、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように求める行動を要請する意見書」を提出することを求める請願書	改正原子炉等規制法（略称）の運転期間40年規定を遵守するよう求め、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように日本原電に求めるもの	9. 2 1 採択
請願受理番号 第4号	教育予算の拡充を求める請願	子どもたちのゆたかな学びを保障していくための教職員定数改善などを求める意見書を国に提出することを求めるもの	9. 2 1 採択

### ■平成27年度一般会計決算の内訳■



### = 平成27年度 各会計決算 =

会 計 别	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	差 引 額
一 般 会 計	185億5,710万円	173億4,822万円	12億 888万円
国民健康保険特別会計	67億9,889万円	63億6,365万円	4億3,524万円
後期高齢者医療特別会計	3億6,004万円	3億5,556万円	448万円
介 護 保 険 特 別 会 計	32億4,320万円	30億5,353万円	1億8,967万円
介護サービス事業特別会計	1,082万円	587万円	495万円
下水道事業特別会計	12億2,180万円	12億 37万円	2,143万円
砂沼サンビーチ特別会計	2億1,417万円	1億5,183万円	6,234万円
水道事業会計	11億7,149万円	15億1,194万円	※△ 3億4,045万円
合 计	315億7,751万円	299億9,097万円	15億8,654万円

\* 不足分については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんした。  
なお、決算金額については、万単位とした。

# 意 見 書

第3回定例会で議員提案された下記の意見書を可決し、関係大臣等あて提出しました。

## 別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国は、「児童の権利条約」（1994年）を批准しており、第9条3で「締約国は、児童の最善の権利に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。2014年には、ハーグ条約も批准しており、前文で「条約加盟国は子どもの権利が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。」とあり、国際間の子どもの連れ去りを禁止しています。しかし、国内法の未整備から、国内での子どもの連れ去りは未だ容認されています。

国内においては、2012年には民法も改正され、766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とあり、初めて、面会交流・養育費が明記されました。しかし、現実には、離婚届出が養育費・面会交流を取り決めないでも受理されることも多く、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが現状です。

これらのことから、2014年3月、国会では超党派議員40名以上が参加し、「親子断絶防止議員連盟」が設立され、親子断絶防止法の法制化への検討が進められており、一層これらの動きを加速する必要があると考えます。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで（頻繁で断続的な面会交流・十分な養育費）、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月21日

下妻市議会

(提出先) 衆議院議長、 参議院議長  
内閣総理大臣、 法務大臣

## 日本原電に対して、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように求める行動を要請する意見書

福島第一原発事故の際に発せられた緊急事態宣言は今なおそのままであります。そして事故がなぜ起こったのかという原因についても未だ確定的な結論は出ておりません。溶け落ちた核燃料の状態を始め原子炉、格納容器内の状態が正確に調査できていないですからそれは当然のことです。津波が原因とする有力な説はありますが、原子力施設機器の損傷が先行したとの説もあります。

事故を最初に起こしたのは1号機でしたが、この原発は運転期間40年になる老朽原発でした。改正原子炉等規制法（通称）によれば、原発の運転期間は「（使用前）検査に合格した日から起算して四十年」と定められています（原子力規制委員会の許可を得て20年以内の一回限りの運転延長ができるという2項以降の規定はありますが）。この運転期間40年という原則を考慮に入れて、もし福島第一原発1号機の運転が止まっていたら事故の推移はどうであったろうと、想像することを禁じ得ません。